

学校法人会計と企業会計の違い

学校法人会計と企業会計の一番大きな違いは、その目的です。

企業会計は、営利を目的としているのに対し、学校法人会計は、営利を目的とせず教育研究活動を目的としています。

この目的の違いは、作成される計算書類に差として表れます。

企業会計は、収益・費用から経営状況を明らかにしますが、学校法人会計では、財政の面から教育活動が円滑に遂行できたかを明らかにするためです。

学校法人は、国や地方公共団体から補助金を受けているため、学校法人会計基準に従い計算書類を作成し、所轄庁に届け出ることが義務付けられています。

学校法人会計基準に基づき作成する書類は、以下の三つです。

1つ目は、資金収支計算書です。

企業会計では、キャッシュフロー計算書と呼ばれる書類であり、学校法人会計では、当該年度の諸活動に対応する全ての資金の動きを記録することにより、当該年度の収入と支出の内容を明らかにし、資金の顛末を明らかにするものです。資金収支計算書では、資金の入出金をそのまま記録するだけでなく、決算では、収支が確定しているが、まだ入出金されていない金額を期末未収入金・期末未払金・前受金として調整し計算するという学校法人会計特有の特徴があります。

2つ目は、事業活動収支計算書です。

企業会計では、損益計算書と呼ばれるもので、学校法人会計では、3つの活動別の収支（教育活動収支、教育活動外収支、特別収支）の内容を明らかにして、かつ、各年度の収支バランスの状態を明らかにするものです。従来 of 会計基準では、消費収支計算書と呼ばれていました。学校法人会計では、利益を求めることを目的としていないため、収支差額が大きくなることは望ましくなく、収支が均衡している状態が理想とされています。

3つ目は、貸借対照表です。

企業会計でも貸借対照表と呼ばれ、計算書類としては、似たものです。これは、年度末における財産状態の健全性を表すものです。学校法人会計では、資産、負債、純資産（基本金、繰越収支差額）の状態、つまり財政状態を表すものとなります。基本金は、企業会計の資本金と同じで、学校を運営する上で基本となる財産です。資本金は、企業のオーナーが出資した元本や株主の出資金で、基本金は、学校が機能するのに必要な校地・校舎のように永続的に保有する自己所有資産です。